

今後提出予定の議案について

1 労働基準法の一部改正等に伴う関係条例の一部改正

(1) 改正理由

長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに、仕事と生活の調和がとれた社会の実現を目指す改正労働基準法が、平成22年4月1日から施行されることなどを踏まえ、公立学校職員の給与に関する条例等関係条例の整備を行うものです。

なお、当該法改正を踏まえた国の関係規定の詳細が、2月下旬になってから明らかになったこと、また、法改正の施行日が4月1日であることから、この時期に提出となっています。

(2) 改正内容

労働基準法の一部改正等を踏まえた関係条例の改正内容は次のとおりです。

① 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正案

月60時間を超える時間外勤務について、60時間を超える時間に対し、下記のとおり時間外勤務手当の支給割合を引き上げます。

【参考】時間外勤務手当の支給割合（改正後）

	平日	平日 深夜	週休日（※）	週休日（※） 深夜
60時間まで	125	150	135	160
60時間超	150	175	150	175

※日曜日又はこれに相当する日を除く。

② 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案

月60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を与えることができるものとします。

なお、時間外勤務代休時間は、1時間単位で取ることができます。

(参考) 時間外勤務代休時間の時間数(別途規則で規定)は、月60時間を超える時間外勤務の時間の区分に応じ、それぞれ下表のとおりとなります。

時間外勤務の時間の区分	時間外勤務代休時間の時間数
通常の勤務日の時間外勤務	当該時間数×25/100
短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の時間外勤務	当該時間数×50/100
土曜日等の時間外勤務	当該時間数×15/100

例) 月60時間を超えて通常の勤務日に行った時間外勤務の時間数が16時間であった場合は、次のようになります。(※時間外勤務手当の支給割合が100分の125から100分の150に引き上げられる勤務の例)

$$\text{時間外勤務代休時間の時間数} = 16 \text{ 時間} \times 25 / 100 = 4 \text{ 時間}$$

(3) 施行期日

平成22年4月1日

2 雇用保険法の一部改正に伴う公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正案

雇用保険法の一部改正に伴い、公立学校職員の退職手当に関する条例における同法の引用条文の条項ずれを整理するものです。

なお、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が今通常国会において可決・成立した後、速やかに当該条例の一部改正案を県議会に提出いたします。

3 県立高等学校授業料無償化への対応

現在、高等学校授業料無償化を目的とする「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」が年度内の成立を目指して国会で審議されています。また、法案成立後に示される政省令において、自治体が授業料を不徴収にする代わりに受け取る交付金の算定方法が示される予定です。

以上の状況を踏まえて、次のとおり対応を検討しているところです。

(1) 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」の主な内容（公立高校分）

- ① 公立高等学校の授業料は徴収しないものとする。
- ② ただし、「特別の事由」がある場合は、この限りでない。
- ③ 国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち政令で定めるところにより算定した額を地方公共団体に交付する。（公立高等学校授業料不徴収交付金）

(2) 公立高等学校授業料不徴収交付金の算定外となる者

(1)～③の交付金については、自治体担当者説明会において次の者は算定対象外とする方向で検討している旨の説明がされていますが、具体的な算定方法は、現時点では示されていません。

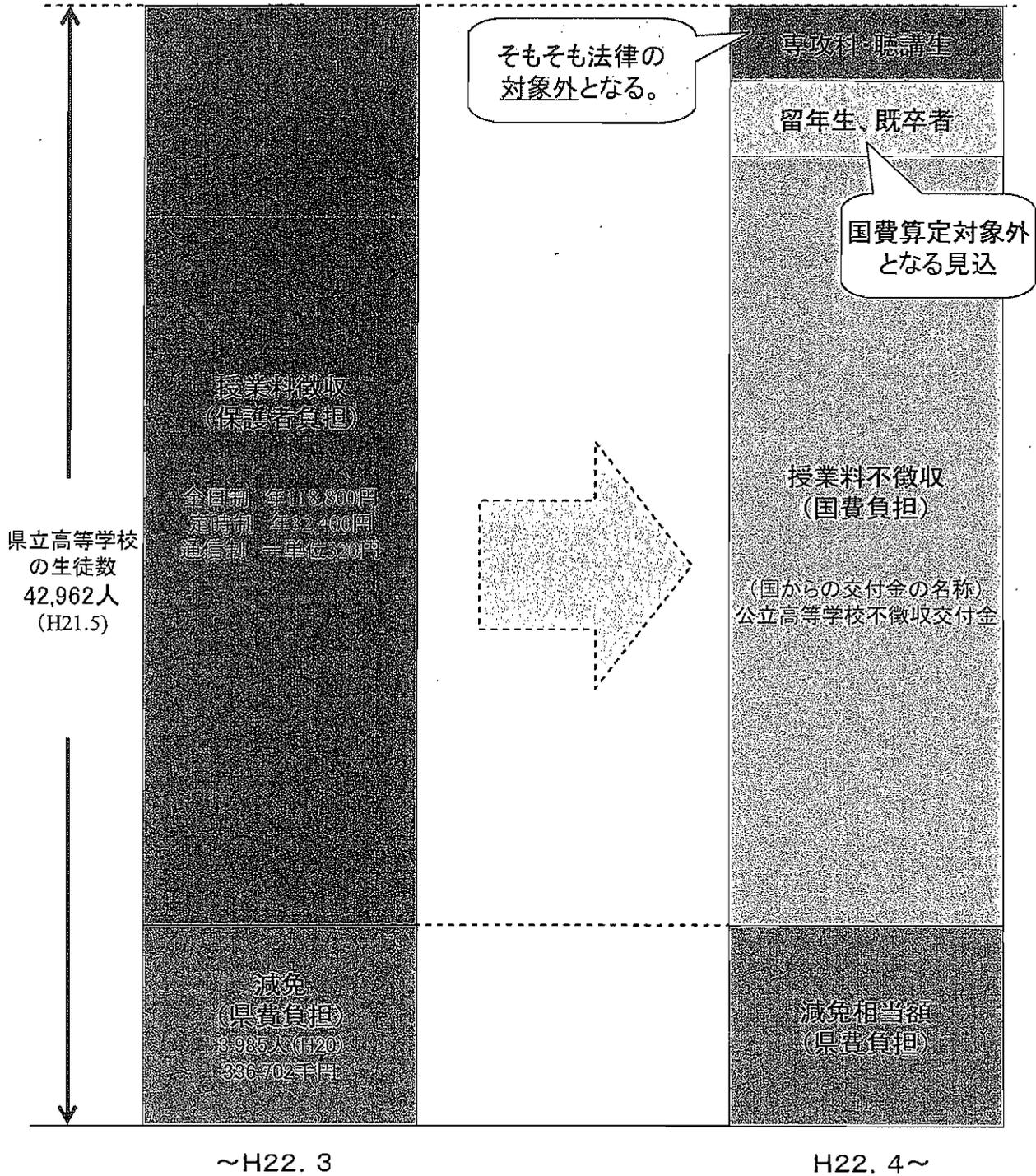
- ① 専攻科に在籍する者 → 法律の対象外
- ② 聴講生 → 高校生でない場合は対象外
- ③ 留年生 → 交付金算定対象外となる見込
- ④ 既卒者 → //

(3) 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案（主な改正内容）

県立高等学校の授業料は、原則不徴収とする。ただし、次の者については、授業料を徴収するものとする。

- ① 専攻科に在籍する者
- ② 聴講生（全日制の課程のうち単位制による課程、定時制の課程又は通信制の課程において、特定の科目を1年間に10単位以下履修する者で、高等学校に在籍していないもの）
- ③ 留年生（正規の修業年限を超えて高等学校に在籍する者）
- ④ 既卒者（学校教育法に規定する高等学校又はこれと同等の課程を卒業し、又は修了した者で、高等学校に再入学したもの）

県立高等学校授業料無償化の概念図



- * 専攻科は高卒後に進む課程として法律の対象外
聴講生は社会人等が履修する場合のみ対象外